三春町競争入札心得

(趣旨)

第1条 三春町が発注する工事、委託、物品購入等に係る競争入札を行う場合における 取扱いについては、法令、入札公告又は指名通知書に定めるもののほか、この心得の 定めるところによるものとする。

(公正な入札の確保)

第2条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 法律第54号)その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の執行)

- 第3条 入札参加者は、指名通知書、設計図書(仕様書を含む)、金抜き設計書、契約 の方法及び入札の条件、現場等を熟知のうえ入札しなければならない。
- 2 入札参加者は、所定の日時に所定の場所に本人が出席して入札書を提出することとし、郵便をもって入札書を提出することはできない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければな らない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

- 第4条 開札は、入札公告又は指名通知書に示す日時及び場所において行うものとする。
- 2 入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とし、入札者が入札書に記載する金額は、当該消費税に相当する額を除いた金額とする。

(落札者の決定)

- 第5条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した入札参加者を落札者とする。
- 2 落札者となるべき同価格で入札した者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」で落 札者を決定する。落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退す ることはできない。
- 3 開札の結果、入札参加者の入札が予定価格に達しないときは、直ちに再入札を行う。
- 4 再入札しても落札者がいないときは、再度入札を行うか又は再入札で最も最低の価格をもって入札した者と随意契約を行う。
- 5 入札は、最大3回までとし、それまでに落札者が決まらない場合は、不調とする。

(積算内訳書の提出)

第6条 入札参加者は、入札書に加えて入札書に記載された入札金額に対応した積算内 訳書を提出しなければならない。

(入札書の無効等)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者が入札した入札書
 - (2) 鉛筆書きによる入札書
 - (3) 金額の記入がない又は金額を訂正した若しくは金額が判読できない入札書
 - (4) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書
 - (5) 日付がない又は日付が誤っている入札書
 - (6) 契約名称、契約番号のいずれかが記載されていない又は入札公告若しくは指名通知書と一致しない入札書(軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。)
 - (7) 入札の条件に違反し、又は入札について不正の行為があった入札書
 - (8) 代理人が委任状を提出しないで入札した入札書
 - (9) 再入札において、前回の最低価格を下回らない入札書

(契約の締結)

- 第8条 落札者は、速やかに契約を締結しなければならない。
- 2 前項の場合において、その契約が議会の議決を要するものであるときは、議会の議 決を経た後、本契約を締結する旨を含む仮契約となる。
- 3 落札者は、三春町財務規則(昭和57年三春町規則第16号)第97条及び第99 条の規定に基づき、契約保証金を納付しなければならない。ただし、三春町財務規則 第98条に該当する場合は、契約保証金を減免することができる。

(質問及び異議の申立て)

- 第9条 入札参加者は、設計図書等やこの入札心得に疑義がある場合は、指名通知書に 記載された日までに、財務課に質問することができる。
- 2 入札参加者は、入札後、この入札心得その他入札条件の不知又は不明を理由に、異議を申し立てることはできない。

(入札の辞退)

- 第10条 指名を受けた者は、当該入札を希望しない場合は、入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、前日までに別記様式の入札辞退届を町

長に提出しなければならない。

3 入札参加者が、一旦、入札を辞退した場合は、これを撤回することはできない。

(入札の取りやめ等)

- 第11条 入札参加者が不穏の行動をなす等の場合において、入札を適正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。
- 2 天災その他やむを得ない理由により入札を行うことができない場合は、入札を延期 又は中止することがある。
- 3 入札参加者の過半数のものが、見積期間の延長を希望する場合は、入札の期日を変 更することがある。

(見積合せへの準用)

第12条 この入札心得は、見積合せを行う場合についても準用する。

附則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

入札辞退届

三春町長

所 在 商号(名称) 代表者氏名

印

契約番号:		
数数 类		

工事等の名称:

上記について指名を受けましたが、次の理由により入札参加を辞退します。

辞退理由

- 1 手持ち工事(業務)が多くさらに工事(業務)を受注することが困難である。 (今後 ヵ月程度)
- 2 町予定価格と弊社積算額が折り合わないため。(弊社積算書添付)
- 3 この工事(業務)を受注した場合、技術者の確保が困難である。
- 4 作業員の確保が困難である。
- 5 会社(個人企業の場合には個人)の都合による。 (理由:
- 6 その他(理由:)

(裏面留意事項参照)

)

(記載留意事項)

- ※1 この届は、入札執行前に三春町役場財務課に直接持参するか又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)してください。
- ※2 入札権限を委任している場合、代表者氏名欄は受任者の記名・押印をしてください。
- ※3 入札執行中の場合は、当該様式は使用せず入札書の金額欄に辞退と記入のうえ、入 札してください。
- ※4 交通機関等による遅れや、やむを得ず入札に参加できなかったときは、事後においても必ず提出してください。
- ※5 入札を無断で辞退することがないよう十分留意してください。
- ※6 辞退理由は該当番号に〇印を付け、5及び6の場合は()内の理由をご記入ください。